

日薬連発第 142 号
2024 年 3 月 6 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

令和 6 年度薬価改定において不採算品再算定を適用された医薬品の適正な流通
について

標記について、令和 6 年 3 月 5 日付け事務連絡にて厚生労働省 医政局 医薬産業振興・医療情報企画課より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申しあげます。

事務連絡
令和6年3月5日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和6年度薬価改定において不採算品再算定を適用された
医薬品の適正な流通について

令和5年12月20日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和6年度薬価改定では、不採算品再算定について、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、企業から希望のあった品目を対象に特例的に適用することが決定されました。

今回、不採算品再算定の適用となった医薬品（※）は、保険医療上の必要性が高いと考えられる品目として製造販売業者から報告されたものであり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

貴団体におかれましては、今回の不採算品再算定が適用された趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう加盟企業に対して周知方よろしくお願いします。

なお、本事務連絡と同様の趣旨の事務連絡を該当製造販売業者、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会に送付するとともに、本事務連絡及び上記事務連絡の写しを、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会及び一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会に送付することを申し添えます。

※ 企業から希望があった品目のうち、令和5年度薬価調査結果において、前回の令和4年度薬価調査における全品目の平均乖離率である「7.0%」を超えた乖離率であった品目は対象外とする。なお、不採算品再算定の適用を受けた品目は、厚生労働省Webサイトに公表している。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/newpage_21053.html）